第一章 目

はじめに

次

論

説

はどのように論じられてきたのか(一)

五つの雑誌を通してみた「過疎問題」 史

東大魚

原黒住 正太弘

明郎久

(2) (1) 『自治研究』 二・本稿で取り上げる雑誌について

本稿の課題と視角

(3) 『地方自治』 『地域開発』

論

(4)『都市問題』

(5) 『都市問題研究』

第二章 「過疎問題」前史―「過疎」現象の出現と「過疎問題」

の認識

一・「過疎」という言葉

二.農山村における「近代化」路線と「過疎」現象の出現

(1)「近代化」のなかでの都市・農村関係

(2)「近代化」路線の帰結としての「過疎」

三・「過疎」現象に対する行政の認識

(1)中央省庁

(2)自治体

個別的な過疎対策から総合的な過疎対策に

雑誌『自治研究』『地方自治』にみる「過疎問題」

第四章 雑誌『地域開発』にみる「過疎問題」

第五章 雑誌 『都市問題』 『都市問題研究』にみる「過疎問題

おわりに

(以上、本号)

(熊本法学132号 '14) 134

第一章 はじめに

本稿の課題と視角

しての機能が維持できなくなるとされる「限界集落」をめぐる議論や、人口減少によって地方から人がいなくなり (「地方消滅」)、東京などの大都市圏に人口が集中する「極点社会」 世紀に入った今日においても人口減少による地域社会のあり様についての議論は続いてい も一九六〇年代に都市部における 極点社会』 このうちの一つである増田寛也 人口 一減少によってもたらされる が到来する」(『中央公論』二〇二三年二二月号)では、大都市圏への人口移動が続いた場合、二〇一〇年か (前岩手県知事・元総務大臣) 「過密」とセットで議論されるようになった人口問題・ 「過疎問 題 は、 古くて新しいものである。 ·人口減少問題研究会「2040年、 の到来を予期する議論が、 農山 村部における る。 地域問題であるが、二一 それである 高齢化により集落と 過 地方消 はそもそ

しての人口急減が「市町村人口の年齢構成を老齢化するだけでなく、人口生産層を流出させることによつて出: くなると論じられた。こうした人口の再生産に注目する議論は、 が五割以下となる。二〇四〇年には、そのうちの五二三自治体で人口が一万人未満となり、 既に一九六○年代に見ることができ、 「消滅可 過疎現象と 能 性 が 四〇年の間に全自治体の四九・八パーセントにあたる八九六自治体で、人口の再生産を担う二〇~三九歳の女性人

首都圏も含めた日本全体で人口が減少していく状況を踏まえたもので、かつての都市部における人口増加 地方の人口減少問題とはいささか位相を異にしていることには注意が必要である。 人口の社会減のみならず自然減を惹起しつつある」と指摘されていた。 もっとも、 しかし、 質 増田 等の が変わりつつ 0 議 なかで

0)

を低下させ、

転

論 事実である。たとえば、集落のあり方については、 とする取り組みや、集落移転を「積極的な撤退」と捉えようとする議論などを見ることができるが、これらは過去 あるとはいえ、四〇年以上にわたり、 地域社会そのものの持続可能性についての議論が続き、「過疎対策」として様々な対策が講じられてきたのは 地方とりわけ農山村部における人口減少と、それが生み出す地 近年、集落間の連携を構築することで集落機能の維持を図ろう 域社会の変貌

あり様に関する議論が、 集落の機能連携」) の議論や、その実施を思い起こさせるものである。こうしたことは、 現在の課題にとどまらない歴史的なものであることを示している。 「過疎」 の問題や集落

と文脈が異なる点があるとはいえ、一九六○年代から一九七○年代にかけての「集落再編成」(「集落移

ける人口減少とそれにともなう地域社会の変貌や問題が、 れてきたのかを歴史的に検討していくことにしたい。 そこで本稿では、一九七〇年代初頭に「過疎」という言葉で表現されるようになる地方、とりわけ農山村部にお 今日に至るまでのそれぞれの時期に、 どのように論じら

本稿で、二〇一四年の「今」この時期に過疎問題を取り上げる理由は、 以下の点にある。

プ『人口急減社会』」と題する論考を執筆し、八九六の「消滅可能性都市」のうち、人口が一万人未満になる五二 同月発行の が五割以下となる自治体を 年五月八日に「ストップ少子化・地方元気戦略」を発表し、二〇一〇年から四〇年の間に二〇~三九歳の女性人口 三自治体について「消滅する可能性が高いと言わざるをえない」と指摘した(これは「消滅する市町村523」と 出していることである。 過疎問題の終局的な形ともいえる農村・自治体の「消滅」 『中央公論』(□○□四年六月号)に増田寛也・日本創成会議(人口減少問題検討分科会)は、「提言・ストッ 先の増田等による市町村消滅論をベースに日本創成会議 「消滅可能性都市」と定義付け、それに該当する八九六の自治体名を公表した。そして、 可能性が語られ、 (座長・増田寛也)は、二〇一四 中央政府がその対応に乗り

造内 題する た動きも見られる。 新たに設置し、二〇一 で「国土のグランドデザイン2050~ 案を提出している (一一月二一日に可決・成立)。 閣 は、 緊急特集」 「地方創生」を重要な政策課題として掲げ、 のなかで掲載された)。こうした一連の 四年九月末にはじまった臨時国会に「まち・ひと・しごと創生法案」など地方創生 対流促進型国土の形成~」 また、 総務省で地方中枢拠点都市圏構想が練られ、 地方創生担当大臣と「まち・ひと・しごと創生本部」を 市 町村消滅論に対応する形で中央政府 が作成されるなど、 市 町村消滅論と足並を揃 (第二次安倍改 国土交通 関連二法

てい られない」とされたが、 島から若者が流出しないことが最も望ましい に対する増田の答えは、 自治体を発表した後に寄せられた意見である ることを回避しようというものであった。では、「選択と集中」により、 つまり、 (「選択と集中」)、地方から大都市圏 田等の議論では、 ところで、こうした増 東京 これは、 地方中核都市に最 であれ 極集中に歯止めがかけられる) 過疎地 ば、 地方中核都市に人材や資源の集積を図ることから 出て行く場合でも東京圏にいくことを防ぎ、 過疎地域のあり方については明確に論じられなかった。 域 田等の つの示唆を与えてくれる。 後の から人口流出が続いたとしても、 「踏ん張り所」としての 議論 (とくに東京圏) に人口が流出していくのを食い止めようというものである。 は、 広域、 という見解であるといえよう。 が、 「『選択と集中』 ブロ これまでの施策では流出が止まっていないことも認識しな ツ 増田は、 ク単位 「ダム機能」を持たせ、 広域ブロック単位で人口維持を図ることができれば 0 は、 この意見に「これはむしろ逆である。 地 中 圏域内に留まらせることが重要である」 方中核都· 山間地や離島を切り捨てることでは 一中 過疎地域はどうなっていくのであろうか 山間地等は一定の程度の人口減少は避け 市 東京圏だけが残る=地方が消滅す しかし、 に資源 消滅可能性 政策を集中 中 のある八九六 的 Ш 13 間 投 地 ń 入し Þ か

増

·田等の市町村消滅論に対しては、様々な反応が見られたが、

明治大学農学部教授の小田切徳美は、

それらの反

論

め論」である。この反応は、

「消滅可能性」を指摘(名指し)された自治体

(地域)で見られた諦観である。

消滅しつつある地域を国土の端から『たたむ』という積極的な政策を提起するもの」であった。第二は、「あきら 前提に、 応を次の三つのタイプに分類し、説明している。第一は、「農村たたみ論」である。この反応は、 農村部を不要なものとして捉えようとするものである。これは 「従来の『農村不要論』から一歩踏みだし 市町村の消滅を

が強力に立ち上がり、 めの根拠にされていくというものである。つまり「『市町村消滅』が言われることにより、乱暴な『農村たたみ論 性についてより幅広い検討を必要とする市町村消滅の予測が、「道州制」のような次元の異なる制度改変を行うた ように認識され、 現状を踏まえるならば、農地改革と地方自治の出発を前提とした戦後民主主義の歴史のなかで 制度リセット論』 「制度リセット論」である。これは、 いかなる課題として議論されてきたのか、そして「過疎」をめぐる問題が、なぜ今なおアクチュ が紛れ込むという三者が入り乱れた状況が、いま、各所で進みつつある」のである。こうした 他方では『あきらめ論』が農村の一部で生じている。そして、それに乗ずるように狡猾な 市町村消滅というショックを利用して、本来、学術のレベルでその妥当 「過疎」 問題がどの

良村などはその一例である。また、二〇一四年七月一三日に開催された中山間地域フォーラム主催のシンポジウム べたような過疎 地域活性化」 様々な取り組みによりエターン・Uターン者が増加している群馬県南牧村・島根県邑南町・ 過疎問題についての新たな展開が、 の試みや、 地域における自治体の「消滅」が議論される一方で、それとは相矛盾する形で過疎 人口増加への反転のきっかけをつかみつつある事例が報告されるようになってきている。 地域レベルで目に見える形で進んでいることである。 おける

アルな問題であり続けているのかについて検討することには意味があると思われる。

東日本大震災に伴う東京電力福島第一

原子力発電所での原

発事故が都市と農村

0)

歪

んだ関

係

を改

め

7

な、

政

府が原子力発電所を地方に立地させようとし、

る動きも強く、

それ

は

中央政府ばかりではなく原発立地自治体からも根強いものが見られる。

また自治体が自発的にそれを受け入れようとする社会的

国各地に広がりつつある。

しかし、

したことが紹介されるなどしている。 小学生が増え、 (一はじまった田 集落支援員」 本経済は の中 先端は、 「安心の原理」で動く』(角川書店、二〇一三年)がベストセラーになったことは、 制度を活用して移住者を募り、二〇一四年四月に休校となっていた槻木小学校を再開させてい 道川小学校の生徒数が三人から一四人に増加(二○○八年~二○一三年の住民基本台帳に基 袁 口 もはや田舎のほうが走っている」ことを論じた藻谷浩介・ 帰 市 虰 村消滅 さらに、 論 を批判する」)では、 熊本県多良木町槻木地区では、 島根県匹見町道川 NHK広島取材班 積極的な意味での集落存続 地 区に お いて六集落中 記憶に新しい **『里山資本主** Ŧi. ために づく)

れ、 望む若い世代が増えつつあるということがあるが、そこでは三○~四○代の女性の積極性が目立っているとい 注目され、 過疎地域の新たな方向性を示しており、 そして、この機運は、二〇一一年三月一一日の東日本大震災以降、 こうした動きの背景には、 促進されたのかについては、 取り 組みが紹介されている。 生活の場としての 改めて検討される必要があるといえる。 こうした地域レベ 「過疎」 「都市」の優位性への意識が薄れ、 問題の構造を大きく変える可能性を持つものとして多くの論者に ルでの取り組みが、 とくに顕在化した。 どのような歴史的背景のもとで生 都 若い世代の 市 よりも 田田 田舎での生 礻 回 は

識させることになったことである。この原発事故とそれがもたらした「被ばく」という事態のなかで、 ればせながら、 ドイツの事例などを参考にしつつ、再生可能エネルギーの普及に向 その一方で、こうした流れと並行して、 けた様 々な取 ŋ 日本にお 組 みが

再稼働を進めようとす

つまり、

従

来

0

な相

原子力発電所の

互補完関係や、

論

(熊本法学132号 '14) 140

さにこの構造こそ、 その普及の度合いに左右されているのではなく、 現在のような原子力発電所の再稼働に向けた動きは、 「過疎」を生み出す都市・農村関係の歴史であったといえる。 むしろより構造的な起点を持っているのである。そして、 再生可能エネルギーの可能性や技術的な成

のは、 る都市と地方の歪んだ関係だった」と指摘されたように、 は、 出し、 のための存在であった。「大震災と福島第一原発事故が露わにしたものの一つは、 人びとだった』と。 程において、 原発事故後の阿武隈地域の女性農業者(かーちゃん)たちの取り組みを描いた塩谷弘康・岩崎由美子 農山漁村は過疎化の一途をたどった。苦境につけ込むように原子力発電所の立地が進められ 原発の生み出す電力を享受してきた大企業の立地する都市やその住民ではなく、 からの交付金によって一時は潤ったかにみえたが、その原発は大事故を起こした。 福島から』 労働力、食料、エネルギーの供給地帯であった。 東京電力福島第一原子力発電所は、その名が示すとおり福島を含む東北地方ではなく、 (岩波書店、二〇一四年) は次のように記している。 原発事故によって都市の繁栄が過疎地域によって支えら 戦後の高度経済成長の結果、 「東北地方は、 食とエネルギー 過疎化に苦しむ農山漁村 日本の近代化 最も深刻な被害を受けた 若い働き手は都 0 た。 大消費地であ Ш 産業化の渦 『食と農で 地自治体 市に 0

部分は の存立そのものが問われる事態に立ち至ってしまったのである。 人口 地域の存在を前提とするものであった。そして、 九六四年に原子力委員会が定めた「原子炉立地審査指針」に見るように、 「帰宅困 難区域」となり、 止める所謂、 過疎対策の一つであった。 自治体そのものが撤退する必要に迫られることとなった。 過疎地域にとって原子力発電所の誘致・ しかし、 しかも、 原発事故によって福島第一 原子力発電所の立地そのものが、 原子力発電所の立地はそもそも過 建設は、 過疎化を越えて自治 原発・立地自治 雇 用を生 過疎化 体の 一み出 大

れてきたという構造が改めて可視化されたのである。

以上

のような過疎をめぐる現在の諸状況は、

過疎対策を立案した中央政府、

過疎対策を実際に行った自治

体

る。

過疎 地道な営みにあえて狙い撃ちするように、 立 0 経験を経た今、 発電所を受け入れることで過疎の課題に取り組もうとした自治体にも、 舘村に見るように阿武隈地域の自治体は、 ことで過疎地域においても自立して生活できる条件を作ろうと独自のまちづくりをすすめてきた周辺自治体にも壊 月九日朝刊) 3法交付金や雇用 (的な打撃を与えることとなった。 |地する17 解決策になってきたのかは疑わしい。 課題に取り組もうとした自治体にも、 自治体 福島第一 と書かれたように、 過疎」をめぐる問題を戦後の都市・農村関係の歴史から再検討することを強く求めているとい 増などを通じ、 (福島県内を除く) 原発での事故は、 原子力発電所の立地によっても過疎化を押し止めることはできていないのである。 バラ色の未来を夢見た自治体には今、 原発周辺の自治体は、 のうち約7割の12 原子力発電所などの巨大技術に頼ることなく、 「原発を誘致した自治体の多くが 原発事故は起こったのである。 小規模ながら自立に向けた独自のまちづくりをすすめてきた。そうした ともに壊滅的な打撃を与えた。 自治体は、 おしなべて過疎自治体であり、 人口維持が困難になるという。 また原子力発電所に頼らない独自 閉塞感が漂う」(『毎日新聞』二〇一四年五 原発事故は、 『消滅可能性 このことは、 自然や住民の力を組み合わ 過疎地域 たとえば福島県相 0) 原発事故という未曽有 危機にある…… におい 誘致に伴う電 の努力で 原子力 原

るように思われる。 研究』 は 地 域 地方自治』 0) 現場)、そして都市・ そこで本稿では、三つの視角がそれぞれ色濃く表れ、 地域開発』 『都市問 農村関係という三つの視角 題 都市 蕳 題研究 究 から 0) 五雑誌を対象に、 過疎」 過疎問題を総論的に取り上げてい を歴史的 日本に に問 おい 11 なおすことを求 7 過 (疎) がこれ

でどのように論じられ、

中

央政府や自治体

(地域社会)

が過疎地

域の変貌や課題にどのように対応しようとしたの

かを、「過疎」の問題史として論じていくことにしたい。

を通して検討していくことにしたい(大黒担当)。 黒担当)。つづく第三章では『自治研究』『地方自治』の諸論考を通して中央省庁による過疎対策の変遷と、そこで 過疎の関係を含めた過疎問題の全体像がどのように捉えられていたのかを る地域の側から過疎問題がどのように捉えられたのかを考察し(東原担当)、第五章で都市・農村の関係、 の中央省庁側の認識について検討する(集住担当)。そして、第四章では に焦点をあて、過疎現象の出現と、それへの行政の認識・対応がどのように論じられたのかを考察する 本稿は次のように構成される。まず、第二章では、過疎法に基づく過疎対策の枠組みができる以前の時 『地域開発』を通して自治体を中心とす 『都市問題』 『都市問題研究』 (剣住 の諸論考 ・大 期

○○○年四月から二○一○年三月(その後、二○二一年まで延長)の「過疎地域自立促進特別措置法_ ①一九七〇年四月から一九八〇年三月の「過疎地域対策緊急措置法」期、 過疎地域振興特別措置法」 なお、第三章から第五章では、一○年ごとの時限法である過疎法に即して時期区分して論じていく。 期、③一九九〇年四月から二〇〇〇年三月の「過疎地域活性化特別措置法」期、 ②一九八〇年四月から一九九〇年三月の 期である。 すなわち、

二.本稿で取り上げる雑誌について

に分かるときは雑誌名を省略している。執筆者の肩書きは原則として執筆当時のものである。 引用文献を示す場合、基本的に雑誌名を 『 』で、論題を 「 」で記し、巻・号、 本論に入るに先立ち、まず本稿で言及する五つの雑誌について、その特徴を素描しておきたい。なお、 年・月を付した。雑誌名が明確

こうしてスタートした

『自治研究』

の特徴について田中二郎

(東京大学名誉教授)

は、「学術雑誌と商業誌との

(1) 『自治研究』

間茂 それから ピュラーなもので、報徳会で出しておったのです。これは学問的の研究というよりも報徳会の機関誌的のものです。 に集まったのは、そのほとんどが内務省地方局関係者であった。 ろめるというのはおかしい。 の機関雑誌 五十周年を記念して―」第五十巻第一号、一九七四年一月)。 こうした指摘は、 をつくろうじゃないかということを、 ないから、もう少し組織的な政治、 んとが話をされて、 『自治研究』という雑誌をつくつたのです』と述べていることから確認することができる。 は、 治研究』は、一九二五年一○月に創刊され、 その時の様子を次のように述べている。「当時あった地方行政の雑誌としては『斯民』 『地方行政』という雑誌があった。帝国地方行政学会から発行しておったのですが、これも少し学問的 (『斯民』を指す―引用者注)へ地方行財政に関する記事をのせたり研究をのせたりして、そうしてひ 同志を集めようということで第一回の会合をいたしました」と(「地方自治五十年の足跡― むしろ、こういうものは地方行政財政に関する専問の雑誌をつくるといいと、 経済、 おそらく良書普及会の河中さんと当時地方局財務課長であった田中 社会、文化、こういう方面にわたった総合的な、もう少し根の深 現在まで続く月刊誌である。 創刊の中心人物とされた田中廣 創刊当時、 かくして、 内務省地方局 というの 太郎 が 廣太郎 i 『自治研究 「報徳宗 回会合 V た狭

内務省関係者を中心に、 「斯民」 - 間を行く準学術雑誌の態度を貫いてきたところに」あると述べている が市町村を対象としたものであったことを踏まえるならば、 実際、 『自治研究』では、 市町村を対象にした「準学術」 憲法・行政法や政治学・行政学関係の論考が数多く掲載されてい 的な色彩を持つ雑誌であったと位置づけることができよう。 それを意識しつつ創刊された『自治研 (同右「地方自治五十年の足跡― 自 は

論

『地方自治

(2)

れた(「彙報」第一号、 名が内務官僚、 治の発展に寄与しようとする集い」として設立されたものである。名誉会長が内務省地方局長の林敬三、 研究及び資料の公表手段」「地方自治事務の指針書たる役割を果」たすものとして雑誌『地方自治』は位置づけら 行されたことを契機に「地方自治に関連する諸種の問題を研究究し、資料を蒐集し、且つこれらを公表して地方自 なった「地方自治制度研究会」とは、 地方自治に関する事務に従事する者及び地方自治行政の刷新改善につき関心を有する者」とされ、 地方自治』もまた、『自治研究』と同じく内務省系の雑誌として一九四七年七月に創刊された。雑誌の母体と 支部が都道府県庁内に置かれたことから窺われるように内務省主体の研究会であった。その会員は 一九四七年七月)。 地方自治に関する章をおいた日本国憲法と地方自治法が一九四七年五 その 発起人五 会員

り実務的な側面が強く、 際に役立つ」という点からいえば、『地方自治』には「窓口事務の改善とその問題点」(第一四七号、一九六○年三月)や ·市町村におけるコミュニティ施策の課題」(第三三七号、一九七五年二二月)などの座談会をはじめ、 地方自治』は、 いたいと思う」(「編集後記」第十号、一九四八年一〇月)と書かれたように、実務的な側面を持つ雑誌であった。「実 地方自治法逐条問答や行政実例解説が掲載されている。この点において『地方自治』は その編集方針として「自治行政運営の実際に役立つような論説等を次々と掲載して行きご期待 より地方自治に内容を絞った誌面づくりをしているように見受けられる。 地方自治に関する 『自治研究』よ

と『地方自治』であったと片山虎之助は述べている。以上のことを踏まえるならば、『自治研究』と『地方自治』 自治省行政局行政課ではテーマを与えて論文を書かせるという訓練をしていたが、それを発表する場が 因みに、 『自治研究』と『地方自治』は、自治省キャリア官僚のトレーニングの場にもなっていたという。 『自治研究

は、 主に中央省庁 (自治省) か らの 視点を垣間見ることのできる雑誌であるということができよう。

(3)地 域開 発

総裁・アジア経済研究所会長)は、 設立されたもので 学協同 n 日本地域開発センター事務局長 差の是正、 地 の新しい視点に立って、 その母体となった 域 開 大都市の過密化による障害の防止等」をテーマに地域開発の諸問題について研究を行っていた は、 (小林中・日本地域開発センター会長 財団法人「日本地域開発センター」の活動状況を伝える媒体として一九六四年一〇月に創刊さ 「地域開発について」一号、 Ė 本地域開発センター」とは、 国内外の諸地域の総合開発を推進すべく、 雑誌創刊の 一九六四年一〇月)。 「ごあいさつ」のなかで「地域開発問題に一 「ごあいさつ」一号、 『地域開発』発刊一年前の一九六三年 会長の小 一九六四年一〇月)、 林中 地域開発上の中心的な調査機関」 (元富国生命社長 当初 「後進地 機軸を作りあげて参る 域 _ 元 と他との 月 H 本 崩 (松岡達郎 日 `所得格 13 として

所存であります」と述べている (一号、一九六四年一○月)。

日

本地域開発センター」は、

一九七五年頃までは

玉

への係わり方が当センターの理事を通して非常に

0

開発」 た」という。 四〇〇号、 仕方が変わっていったため、 全国総合開発計画など「国家の計画そのものに関心を持っていた」のである。 一九九八年一月、 における伊藤滋・慶応義塾大学大学院教授の発言)。 国よりも地域に対して目を向け出してきた」(以上、「座談会『地域開発センター』 その後、 財 界のサ ポ

地的に問題を考えていく」 回まちづくりシンポジウムとして「地域にみる生活と文化 このことを裏付けるように 傾向を示しはじめたのである すなわち、 一九七五年一一 『地域開発』 月にワイン作 (同右 | 座談会 では、 次第 145

域開発センター』と地域開発」における大西隆・東京大学大学院教授の発言)。

再生」

を開催するなど、「現場に行って即

通した「まちづくり」をしている北海道池田町で第一

論

(熊本法学132号 '14)

池田町について特集を組んでいる)。 における「シンポジウム」については一三七号(一九七六年二月)で特集し、次号の一三八号でシンポジウム後の に地域シンポジウムやまちづくりについての「特集」が増え、 地方や地域からの視点が強くなっていった (池田

誌 たほうがいい」という姿勢で編集にあたった。 る」という意味で用いられている。実際、「この雑誌の中で『新全総』とかいろいろ反対してきた」という(以上: は正確に伝えて、それに対して、ただ闇雲に反対するのではなくて、その対案や具体的な事実を突きつけて反対す の初代編集長であった平野幹郎は「役所の計画を批判しなければだめだと思うんですね。こういう雑誌は野党であっ 平野幹郎氏に聞く 『地域開発』が中央省庁とは異なる独自の視点を持っていたことを窺わせる。 |日本地域開発センター」は、「代々の理事長、理事を見ると天下り役人は一人もいない」 「官僚に支配されてい 組織」であった(以上、 創設期の『地域開発』 誌、研究活動を語る」四〇〇号、一九九八年一月)。 こうした組織の特徴や編集姿勢は、雑 同右「座談会『地域開発センター』と地域開発」における伊藤滋の発言)。そして、 因みに、ここでの「批判」や「野党」は、「国なり地方政府 『地域開発』

できる雑誌であるということができよう。 以上のことを踏まえるならば、『地域開発』 は中央政府とは異なる、 地方(地域) からの視点を垣間見ることの

(4)『都市問題

に就て」のなかで雑誌の目的を次のように述べている。東京市政調査会の「調査と研究とは、深遠なる学問と技術 会」の機関誌として、一九二五年五月に創刊された。東京市政調査会初代会長となった後藤は 都 市問題』は、 東京市長であった後藤新平によって一九二二年二月に設立された財団法人「東京市政調 『都市問 発刊

同

編

「雑誌

『都市問題』

にみる都市問題Ⅱ

九五〇一一九八九』

を解決するための主集・特集が積極的に組まれた。 究とが、これら具體案の作成につき何等かの資料となり、それに収められたる論説が、 なる参考となることが出来たならば、本誌発行の使命は達せらるゝわけである」と(第一巻第一号、 とを基礎とするとともに、具體的にして卑近なる問題の解決を目標とする。 九三三年二月)・「選挙粛正号」(第一六巻第三号、一九三三年三月)が特集として編まれるなど、 戦前の 『都市問題』 では、東京市政の腐敗を受けて市政刷新のために「市会選挙対策号」(第一六巻第二号、 『都市問題』 都市に生起する現実の 市民及び當路者のため有 に収められたる調査と研 一九二五年五月)。 崩 か 題 用

戦前 てい . っ た。 かし、 理論的考察、 戦後を通して、 戦後は、 戦後になると主集・特集は組まれるものの、 方法論的考察、 戦前に比べ、 行政組織・大都市行政・地方制度・地方政治・税財政・選挙・各種政策 現実から少し距離をおいた誌面づくりをするようになったのである。 総論的考察、普遍的一般的考察として性格づけられるような論考に強く傾斜」し 『都市問題』 は 「関連諸学界の 研究動向に殊更に関 (都市計画や社会問 内容的には 心が 深

題 都市と農村の関係等々)など多岐にわたった。

雑誌 田記念東京都市研究所」に名称変更) 新藤宗幸・ 都 「都市問題」 市問題』 松本克夫編 の発行元である財団法人「東京市政調査会」(公益財団法人化した二〇一二年四月から「後藤 は編集の自立性を確保している。 『雑誌 都市問 は、 題 市政会館の運営を通じた独自の財政基盤を有しており、この点にお にみる都市問題 なお、 『都市問題』 一九二五 – 一九四五』(岩波書店、二〇一〇年)と、 (岩波書店、二〇一二年)がある。 の各論考をテーマごとに論じたものとして 安

(5)都市問題研究

論

0)

運営委員

(研究者)

が編集委員に、

大阪市が事務局となって進められた。

かくして

『都市

問題

研

究

(以上、

大阪市関係者らによって、 都 市問 「都市問題研究会」を発行所として刊行されたが、実質的な編集作業は、大阪市政研究所 九四九年二月に創刊された 題』と共通する問題意識を持っていたのが 一九四七年の地方自治法制定を一つの契機に組織された「都市問題研究会」 (吉富重夫「『都市問題研究』一〇年の歩み」第一一巻第二号、 『都市問題研究』である。この雑誌は、 一九五九年二月)。 関西の行財政学者や 二九 都 0) 五 市 機関誌と 問 年設 題

水口憲人「『都市問題研究』の五〇年」第五一巻第二号、 大阪市の財政支援を受けてはいるが、大阪市の機関誌ではないというユニークな性格を持」つ雑誌となった 大阪市長の近藤博夫による「『都市問題研究』 一九九九年二月)。 発刊のことば」によると、雑誌の目的は「大学・研究機関などで

時代感覚のもとに批判され、 むことで、その分析と意見表明をしてきたのである に学問的 研鑽を重ねていられる学者・研究者と市政関係者の協力により都市の新しい諸問題を理論と実際 その背景には 批判的に検討することによつて、現実に適確な解決の指針を与えることに寄与」することに置かれた。 実際、 「終戦後の相次ぐ地方制度の画期的な改正によつて、都市行政は、 地方自治をめぐる大きな話題があったとき、 再検討せらるべき必然の機会を持つことになつた」との認識があった (水口、 前掲「『都市問題研究』の五〇年」)。 『都市問題研究』 は機敏に反応し、 全面的に新らしい 0) 両 以上、 方面 から縦構 角度と、

かし、 が 接的に市政に貢献するとする大阪市の 編集委員であった水口憲人(立命館大学教授) 都市 都 問題研究』 市問題研究』 の権威を高めることに貢献しているといえる」と述べている は二〇一〇年三月に一旦休刊し、その後、二〇一〇年冬号から復刊された **『度量』** がこの雑誌を生んだ。この は 「都市問題の理論的・科学的究明が、 『度量』 (同右「『都市問題研究』 が研究の自立性を保証 直 匠截では (年二回) の五○年」)。 K しても間 もの それ

の、二〇一二年春に終刊となった。

はなく、 史的に論じようとする本稿が、「都市」を冠する雑誌を二冊も取り上げるのは、 題 つことが必要だと考えるからである。 0 解決を目標」とした ったテーマを取り上げており、 市問題』と 「都市」 都市問題の解決やそれに向けた指針を与えるにあたって、過疎・過密、 の課題でもあり、 『都市問題研究』 『都市問題』 は、 両雑誌が指し示すように、 も 両雑誌には 執筆陣や編集テーマの重なりが見られ、ライバル誌の関係にあった。 「問 また「現実に適確な解決の指針を与える」ことを目指した 「地方」を巻き込んだ課題が繰り返し登場する。 都市やその課題を含めた、 「過疎」が単なる「地方」 全国総合開発計画、 第一章 全国的で幅広い視座を持 **集住弘久・大黒太郎** 「過疎」 都市 都 の課題で 市問 を問 農村関 題 題 研

(2) このことを整理したものとして、たとえば、 1 緒方喜祐 第一章。新聞紙面では、たとえば る特集を組むなどしている。 (自治省大臣官房企画室) 『西日本新聞 「過疎地域の振興について」(『自治研究』第四三巻第九号、一九六七年九月)一 山下祐介 が 「限界集落へ一~一二」(二○○七年一○月一日~一二日朝刊)と題す 『限界集落の真実 ―過疎の村は消えるか』 (筑摩書房、二〇一二年 四六頁

3 構成・ 四年六月号)、「特集 加筆して出版したのが、 壊死する地方都市」(『中央公論』二〇一三年一二月号)、「緊急特集 すべての町は救えない」(『中央公論』二〇一四年七月号) 増田寛也編 『地方消滅』 (中央公論新社、二〇一四年) 消滅する市町村523」(『中央公論』二〇一 の各論考・対談など。ここでの論考を再 である。

4 増田寛也・人口減少問題研究会「2040年、 地方消滅。『極点社会』が到来する」(『中央公論』二〇一三年一二月号)二

四一二七頁

論

- 5 片山虎之助(自治省大臣官房企画室課長補佐)「過疎地域における圏域設定 号、一九六九年七月)一五八頁 〔開発運営9〕」(『自治研究』第四十五巻第七
- 6 従来の過疎・過密問題との違いの一つは、首都圏をはじめとする大都市圏を含む全国の自治体で消滅可能性があると指摘 されていることである。
- (7)たとえば、島根県中山間地域研究センターは、持続可能なコミュニティの再構築(「集落運営から「郷」作りへ」など)に 課でつくる「中国地方中山間地域振興協議会」では、集落単位を越えた生活圏についての共同研究 ついて取り組んでいる。また、島根県中山間地域研究センターと島根・鳥取・岡山・広島・山口県の中山間地域対策担当 (二)〇〇九-二〇一二

年度)を行うなどしている(その報告書として、中国地方中山間地域振興協議会編『新たな地域運営を創る!~中山間地

(8)林直樹・斎藤晋『撤退の農村計画』(学芸出版社、二〇一〇年)。

域からの挑戦~』中国地方中山間地域振興協議会、二〇一二年)。

- 9 日本創成会議・人口減少問題検討分科会・提言「ストップ少子化・地方元気戦略」記者会見時の資料(1及び2-1)。 http://www.policycouncil.jp/(□□○一四年一○月一日閲覧)。
- (10) こうした一連の動きと、その内容的な問題については、たとえば、岡田知弘「さらなる『選択と集中』は地方都市の衰退 を加速させる」(『世界』二〇一四年一〇月号)、坂本誠「『人口減少社会の罠』」(『世界』二〇一四年九月号)。
- 11 以下、増田らの議論の整理については、 増田編、 前掲『地方消滅』第三章による。
- (12)この問答については、同右、二〇二頁。
- (ヨ)以下については、小田切徳美「『農村たたみ』に抗する田園回帰」(『世界』二〇一四年九月号)一九二-一九四頁
- 14 同右、 一九二頁。同様のことは、行政学者の大森彌によっても指摘されている。大森は、市町村消滅論に対して「警戒し

さらに小規模になることを理由にして人為的に市町村を消滅させようとする動きが出てくることである」と述べている なければならない (大森彌 「警戒すべきは人為的な市町村消滅」 のは、 『地方消滅』という最悪のシナリオにおびえて『縮小』 『自治実務セミナー』五三巻六号、二〇一四年六月、 ゃ 『撤退』を不可避と観念し、 巻頭言

- 15 以上の自治体の取り組みについては、 大江正章「ルポ 魅力にあふれた 『消滅する市町村』」(『世界』二〇一四年一〇月号)
- 日朝刊)。

に詳しく述べられてい

- 16 「こんにちは!あかちゃん 第 19 部 自治体の役回り 西米良の挑戦①~⑤」 (『西日本新聞』二〇一四年七月一 Ŧi. [~] 九
- 17 18 農文協論説委員会「一%の 藻谷浩介·NHK広島取材班 [田園回帰] 『里山資本主義―日本経済は と一〇〇%の 『伝統回帰』」(『現代農業』第九三巻第十号、二〇一四年一〇月)。 「安心の原理」で動く』(角川書店、二〇一三年)一六頁
- 19 すること、④三○~四○代の女性の積極性が目立つ、と述べている(農文協論説委員会、 終わったこと、 島根県中山間地域研究センターの藤山浩 ②中途半端な 「田舎の都会」より (研究統括監)は、 「田舎の田舎」に行きたい人が増えたこと、 移住について、①東日本大災によって「都市優位」の意識 前掲 ③収入よりも暮らしが % の 『田園回
- ○○%の『伝統回帰』」)。
- (20)小田切、前掲「『農村たたみ』に抗する田園回帰」一九五頁。
- 21 たとえば、 二田 園回帰 進む若年化」(『西日本新聞』二〇一四年一〇月二〇日朝刊
- $\widehat{22}$ 塩谷弘康・岩崎由美子 『食と農でつなぐ 福島から』 (岩波書店、二○一四年) 二一○-二一一頁
- (23) 同右、二一二頁。
- 24 立地審査の指針では、 「少なくとも次の三条件が満たされていることを確認しなければならない」とされた。 1 「原子炉

域の外側の地帯は、低人口地帯であること。」、③「原子炉敷地は、 周囲は、 原子炉からある距離の範囲内は非居住区域であること。」、②「原子炉からある距離の範囲内であって、非居住区 人口密集地帯からある距離だけ離れていること。」、で

論

ある。

(25)こうした指摘は、すでに一九八○年代後半になされていた。「新規立地に限界論」(『朝日新聞』一九八九年一○月二七日朝

刊)では、福井県美浜町で「町の長年の悩みである人口の減少には歯止めがかからなかった」、

みは変わらない」という原発立地自治体の状況が書かれている。

 $\widehat{26}$ 飯舘村の村づくりと原発事故への対応については、千葉悦子・松野光伸 『飯舘村は負けない』 (岩波新書、二〇一二年)。

27 『田中広太郎氏談話第一回速記録』(内政史研究資料第五集、一九六三年七月十三日)一七頁。

28 たとえば、『自治研究 内容総索引』(良書普及会、一九七四年)で確認することができる。

29 前掲『田中広太郎氏談話第一回速記録』一六-一七頁。

30 『片山虎之助オーラルヒストリー』(政策研究大学院大学、二〇一〇年)一九頁

31 西尾勝「都市・都市問題・都市政策― 『都市理論』の混迷」(新藤宗幸・松本克夫編 一九五〇-一九八九』岩波書店、二〇一二年)八頁。 『雑誌 『都市問題』にみる都市問題Ⅱ

32 本稿を執筆するにあたり、これらの書籍から大きな示唆を受けた。

33 新藤宗幸「はじめに」(前掲『雑誌『都市問題』にみる都市問題Ⅱ 一九五〇 - 一九八九』) 四頁。

(熊本法学132号 '14) 152

福島県富岡町で「過疎の悩

実際、

一九六〇年から一九六五年までの間に、

都道府県の半数以上にあたる二五県で人口減少が見られ、

とり

わ

第二章 「過疎問題」前史―「過疎」現象の出現と「過疎問題」 の認識

として認識され、 本章では、一九七〇年に最初の過疎法がつくられる以前の時期を対象に、「過疎」 対応策が考えられたのかについて検討していくことにしたい 現象がどのように出現し、 問

題

問題を といわなければならない」と。すなわち、「過疎」は「過密」と対になる言葉で、「過疎問題」とは人口減少により うに書かれている。「激しい人口移動は、 それまでの生活基盤が崩壊しつつある状況を指しているのである。 化が急速に進み、 あるいは、 ことが困難になった状態、たとえば防災、 とである(緒方喜祐・自治省大臣官房企画室「過疎地域の振興について」『自治研究』第四三巻第九号、一九六七年九月)。そこには次のよ 過疎」という言葉が「公文書」に初めて登場したのは、一九六六年の「経済審議会地域部会中間報告」でのこ 『過密問題』に対する意味で 激しい人口移動の生じつつある現状のもとでは、過疎は、 外部経済の利益を享受することが極度に少なくなることと理解すれば、人口が減少し、 「過疎」という言葉 従来の生活パターンが破壊されつつある地域では、 [過疎問題] 教育、 人口の減少地域にも種々の問題を提起している。人口減少地域における と呼び、『過疎』を人口減少のために一定の生活水準を維持する 医療活動などの地域社会の基礎的条件の維持が困難になること、 かなり広汎な地域に生じ、または生じつつある 『過疎問題』 が生じまたは生じつつあると思 年令構成の老令

け島根

論

村は、「一部の産炭地かダム建設地を除いて、いずれも、その主な産業である農林漁業が、きわめて不利な生産条 東北・北海道に比べ、中国・四国・九州といった西日本で人口の急激な減少が見られ、この地域で実に五六パ 二五七四自治体で人口減少が生じ、そのうちの八九七自治体では一〇パーセント以上の減少となった。全国的には ける圏域設定 〔開発運営9〕」(『自治研究』 第四十五巻第七号、一九六九年七月)。 そして、 市町村では、約七六パーセントにあたる 件と立ち遅れた生活環境のもとに、小規模な生産手段と労働集約的な経営を営む限界生産地であつた」 ントを占めたのである(立田清士・自治省大臣官房参事官「過疎対策」『地方自治』二六一号、一九六九年八月)。これに該当する市 · 過疎地域における圏域設定」)。 概して「僻地性の強い」「農業、林業などを主とする低位生産地帯」において人口流出が ・佐賀・長崎・鹿児島の四県で五パーセント以上減少した(片山虎之助・自治省大臣官房企画室課長補佐 (片山 ーセ

顕著に見られたのである(古賀正浩・経済企画庁総合開発局「過疎地帯の実情と問題点」『地域開発』三七号一九六七年一〇月)。

興を図ることにより、 たのである。そして、「大都市地域については人口、産業の集中を極力抑制し、他面、地方における地域社会の振 密の弊害が生じており、 勢の変化に伴う地方行政の変ぼうに対処する行政上の方策に関する中間答申」(一九六八年八月二七日)では、「地 るとされた となるべき都市とその周辺農林漁業地域を一体とした地域社会の振興対策の確立及び辺地対策の強化」が必要であ 方制度の面から最も重視すべき問題は、大都市及び大都市周辺地域において、人口、産業の無秩序な集中による過 こうした状況は、 ところで、こうした状況のなかで登場した「過疎」という言葉は、 (松隈秀雄・元大蔵次官「過密と過疎対策―地方制度調査会の答申について―」『自治研究』第四十四巻第十一号、一九六八年十一月)。 地方制度調査会でも論点となった。第一二次地方制度調査会による「最近における社会経済情 積極的に人口、 一方、農山漁村では人口の著しい流出に伴う過疎現象を呈していることである」と書か 産業の分散を図るべき」と結論づけられた。このうち地方については「中心 もともと農林省農業総合研究所 (現・農林水

とを窺わせる このことは、一九六○年代後半の時点で、定義付けができるほど「過疎」に対する共通認識ができていなかったこ 過疎 地 疎 なった。しかし、その一方で「過疎の正確な定義を下すことは困難である」といわれた た。こうして一九六○年代後半になると「過疎」という言葉は「ひろく使われていて、 政府はこれまで辺地振興に気を配ってきたが、それと過疎対策とは質的に全然違ったものなのである」と論じられ 産省農林水産政策研究所) 一形態である」とされ、「僻地は前からあったが 域 地 地帯」 「過密・過疎の財政対策 域 Ŕ き地あるいは人口減少地域そのものと一致するものではないとされ」た 過疎対策という言葉は、 (岩波書店、 一九六八年)では、 |本年度の交付税制度の改正から―」『地方自治』二四八号、一九六八年七月)。 そして、今井幸 彦編 所長を務めた渡辺兵力 「後進地域」「後進対策地域」とほぼ同意に用いられたが、次第に「必ずしも後 「過疎」が 「経済、 "過疎』という名の新しい (農業経営学・農村計画論) 社会の発展に伴って生ずる新しい社会構造的変革の ″僻地″ が発案したものであった。 (矢野浩一郎・自治省財政局交付税課課長 は ほぼ慣用化され」るまでに ^{*}拡大再生産^{*} されていく。 (以上、 立田、 前掲 当初、 『日本 _ つ 過 'n

農山村において 一過疎」 といわれる現象が出てきたことは、 当時、 どのように論じられたのであろうか。

・農山村における「近代化」路線と「過疎」現象の出現

(1) 「近代化」のなかでの都市・農村関係

前節 従来の生活パターンが破壊されつつある事態が、一九六○年代後半に「過疎」という言葉で表現されること で触れたように、 人口減少のために一定の生活水準の維持が困難になり、 人口 .減少と年齢構成の老齢化が 准

となった。「過疎」

現象の出現である。

しかし、

論

おいてよく知られた現象で、これらの地域では、全国的平均水準に比して著しく低い住民生活が営まれ、

鹿児島大学教授の岩元和秋が指摘したように、こうした現象はすでにそれ以前から、

辺地山村や離島に

後述する

れた「後進地域」としての農山村の「近代化」路線が、高度経済成長時代に入って急速に工業化が進むなかで、こ であった(以上、「過疎と地方財政」『都市問題』第六〇巻第七号、一九六九年七月)。 つまり、「過疎」の「出現」は、 では、 ていたからである。 産業構造の近代化と経済規模に適合した人口規模の実現が目指され、そのための人口の県外流出が必要と考えられ もかかわらず、 九六〇年代後半に、「過疎」現象が著しい地域として、その流れを食い止める対策に乗り出した鹿児島県や島根県 ように離島振興や僻地対策などの対象とはなっていたが、「過疎」の問題とはみなされてこなかった。 一九五〇年代半ば以降の高度経済成長の時期に工業地域からの労働力需要に応じて人口が県外に流出したに 生産性の低い農山村地域に過剰な人口を抱えるなか、 一九六○年頃までは、「過剰」な県内人口の県外流出の促進を、 その意味で地方からの人口流出は、 問題視されるよりも、 生活水準の全国的格差を縮小するためには、 実現すべき目標とみなされてきたの 目指すべき目標とみなしていた。 他方で、 戦後進め

農の左翼政党による政治的動員など、 若者の間での個人主義的思考の伸長、 に根を張ろうとするのをいちじるしく困難にさせている心理や風土」が一貫して継続していると結論づけながらも の農業、さらには日常生活まで、 新たな段階に入ったことを示していたのである。 ミシガン大学教授のロバート・ウォードは、「戦後の統治構造やその他の分野における諸改革が 農地改革と地方自治の出発が転機となった戦後の農山村地域において、 様々な分野でその「近代化」をどうすすめるのかが、大きな課題であった。 戦後民主主義によって可能になった政治的近代化への可能性と期待を述べて マスコミを通じた政治経済社会的な知識ソースの充実、農地改革を経た自作 政治はもとより、

大阪

市立大学教授の

硲正夫は、

般に資本主義社会では第二次産業と第三次産業が都市に集中するのに対

第

残る封 して一 る農山 農村の実現を目指そうとしたのである。 事業は、 ける都市と農村」 では Ŕ る佐 V 農業であった。 実現を目標に掲げていた。 る 藤令 かしながら、 ない ものが残りすぎている」 (「日本農村政治における停滞と変化の型」 『都市問題研究』 一九五七年一二月)。 この 九四 村 無医町 民生 建制と前近代性を打ち破り、 G H 地 かと思われ、 域 八年にはじまった「生活改善普及事業」 「考える農民」 (宮城県町 村問 を、 Qの指示のもと、 『都市問題』 の中に、 新生日本全体の 高度経済成長の牽引地となった都市との関係で、 .題に応じる医療機関の整備・ 農山村に残存する「前近代」 さらに医療分野においても、 そこに期待がもてる」としている 政治、 村議会議長会事務局長) 第四九卷第一一号、 の実践的な生活改善を通じて、「活きる農民」、「夢見る農民」からなる新しい もっぱら「働く農民」である現状から、 現在の 経済、 戦前日本の農政に経験のないまったく新しい事業として開始されたが、 なかでどのように位置づけるの 農家の暮らしと日常の合理的な改善を通じて、農家女性の解放と民主的 文化、 市町村の政治や生活のなかで、「実質的に市町村の形を変えることができる 一九五八年一一月)。 農山村の「近代化」への期待は、 娯楽などを含めた一体の活動として取り入れられて」 は、 の改革というテーマにとって最大の焦点となったのが、 配置問題が話題となってい 第八卷第七号、 都市との対比の中で、 の理念と政策展開である。 有線放送が、「農事放送とか行政放送とかを中心とはしながら 加えて見逃すことができないのは、 (「農村における有線放送の普及とその問題点」 一九五六年七月)。 かが、 産業としての農業と、 自主性を持った「考える農民」を一人でも 大きな焦点となったのである。 る 市町村を保険者とする社会保険 あらゆる分野に及ぶものであった。 (加倉井駿一・厚生省企画室厚生技官 また、 「かまどの改善」 有線放送の普及を図ろうとす さらには農業を基 農家の生活改善を目 『都市問題』 でよく知られ おり、 産業として 家族関係 第四八卷第 民主 制 近代的 度 た本 0) 導

論

では都市対農村の対抗関係が、大工業対大農業という同一平面における対抗関係になっているのに対し、日本では、

都市・農村が一つの社会内部で経済的対立を形成すると論じる。そして、英米諸国

次産業は地方農村に分散し、

後進資本主義国に典型的にみられるように、商工業は著しく前進しているにもかかわらず、農業は跛行的な立ち遅 まで押し上げる社会的圧力を阻害すると同時に、このことが、 にまたその原因にもなっている」。そして、この後進性の残存が、農村地域の農業所得を家族労働力の たその不合理性 経済的交渉なしにその生活をいとなみうるということは、農家の生活にとってひとつのプラスであると同時に、 めることとなる」。とくに、「自給部分については、農家の生活は、 とする近代的な家族形態」に適合的であるのに対し、 存在するのが実情であると述べる。そして、都市に特徴的な労賃収入を基礎にした勤労者の家計は、「夫婦を基 族労作的な小農経営様式を持った農業(小農民的農業)の集団地としての農村とのあいだの、 れを示し、単一の経済社会内部に、「資本主義的な経営組織をもった大工業を中心とする立地としての都市と、家 (特に主食)と光熱費の自給度の高さは、「すくなくとも近代経済的にみて、多分に不合理な要素をのこさし への批判のまなこをにぶらせる結果となる。このことは農業の後進性のひとつの結果であると同 農村に特徴的な家族労働による現物収入と、支出における飲 都市工業の労賃水準を制約しているというのである 他の経済領域から隔在しており、 経済的対立関係 再生産水進 が ま

えば、 両者が相連携して地域開発を進めようとするダイナミックな改革志向の論調の方が主流であったといえよう。 うに対立を基調に分析的に解明しようとする立場よりも、 日本女子大学教授の松尾均は、 高度経済成長期に入った日本社会において、 当時注目を浴びていた農業の「共同化」を例に、「家族労働力を中心とした 農業の近代化を前提に、それと不可分的に工業化を進め 都市と農山村との関係を論じるにあたって、

〈以上、「家計からみた都市と農村―都市勤労者生活と農民生活との関係」『都市問題研究』第七巻第四号、一九五五年四月)。

たとえば、

九号、

九六六年九月)。

宮出によれば、

この時期相次いで公表された農業基本政策研究会の

「農業政策に関する提案」、

の半農半労型就労は、 む農民と、工場労働者として都市に向かう農民との「農民分解」に期待した うに見えても、そのじつ、農業と工業とのそれぞれの結合と提携に1歩を進めるもの」であり、大規模農業にす 働力の抱え込みも不要となると論じる。そして、農業の専業化と農業の自立化が、「工業化の傾向とそう反するよ 現」できるとし、 貧弱な資本力しかない農民が、 『都市問題』 生産手段の更新や技術改良を通じて、近代化・合理化をすすめることで、 第五二卷第一号、 ここでは、 共同化によって強力な生産装備や新しい技術を取り入れて、 「九六一年一月」。「農民分解」という表現にみるように、増大しつつあった兼業農家 都市商工業部門への労働力供給の視点からマイナスに評価されてい (以上、 上、 一都市農村間における労働力移動 農繁期に備えた家族労 大規模経営 0 利益を実

る国土開発計画はその後も大きな影響を与えることとなるが、 日本」のなかで、 イナミックに作り出そうとする動きは、 産業としての農業の「近代化」を前提に、 『都市問題』 農業と農山村をどのように位置づけるかという課題にとって、 においてもこの時期、 一九六二年に政府が決定した全国総合開発計画で決定的となる。 都市・農村を通ずる総合的な近代化計画が、 高度経済成長に相応しい農業と商工業、 全国総合開発計画はその先駆けとなったの 政府主導で策定される長期にわ 農村と都市の新たな関係 かなり大胆に議論されて であ 「先進国 を

市問題 が問われ、 要国では農業人口 (近郊農村地) 第五七卷第五号、 九六四 参議院農林水産委員会専門員の宮出秀雄は、 の減少に伴って農業経済体が減少するのに、 と豊かな消費文化 年以降始まった日本農業のビジョン論争を紹介する 一九六六年五月)、 日本における都市・農村関係の将来ビジョンを描く。そこでは、「なぜ欧米主 (大都市) の結びつきへの憧憬を隠そうともせず 欧米大都市と近郊農村地への わが国では兼業零細化して農業を捨て切らない (宮出秀雄 「地方都市と農村」『都市問題』 (「欧米における都市と農村」 『都 視察旅 行で触れ

三木武夫の中央政策研究所による「農業の長期展望と長期政策」、そして、経済同友会の「農業近代化への提

論

(熊本法学132号 '14) 160

農業が衰退して生活上の便宜を確保することを必要とする「要再開発地帯」に分類し、それぞれの特性に応じた農 部・近畿など人口密集地区のなかにあって可能な大都市圏内の農業形態として、農業生産条件の人工的調節に基づ よれば 成などを打ち出す林雄二郎の『二○年後の豊かな日本への一つのビジョン』(経済企画庁、 求めており、こうした農業の「近代化」を追求するために、 業のあり方を提案する。 食糧供給基地となる「商業的農業地帯」、 いた「工業的農業地帯」を設定する一方、それ以外の農山村地域を、それらメガロポリスを取り巻いて都 な規制条件として設定し、 東海道メガロポリスの形成、 (農政調査委員会・元農林事務次官) 合理化と近代化によって再編成される日本農業と農山村を組み合わせるダイナミックな国土再編成 農政の展開にとって重要なのは、 農業の近代化と農業人口の減少、農業経営規模の拡大、農業機械化、 この時期の農業・農村再編成の提案としてさらに大胆なのは、 東畑のビジョンは極めて大胆で、軌道に乗り始めた経済成長と進展著しい大都市化 国土全体の農業地域分画= 経済距離、 0) 人口流動など社会経済的変動であり、こうした要因を自然条件よりも強 地方都市とつらなる広範な農山村である「農業的農業地帯」、 自然条件による規制要因ではなくむしろ、東海道新幹線の開業等による 『新しい

農業地帯のデッサン』

(農業統計調査、一九六六年)であろう。 新しい農業配置を提案する。この大胆な構想では、 激減する農業従事者の適地へ 宮出論文にもとりあげられ 協業化による農業生産性の 一九六五年)は注目 の誘導・農村集落 最終的には 0 関東・中 市 た東畑 に値する 東畑 地域 向上を 再

で「地方都市」という新たな都市形態が、 ここで指摘しておかなければならないのは、 重要な地位を得たことであろう。そもそも、 新たな国土開発ビジョン構想における都市 九五三年に制定された町 ·農村関係 の文脈 のなか

なあり方を示すものであった。

である。

づけるとともに、

国土全体

0)

開

発を目

指す

大規模な総

合計

画

のなかに、

「近代化」

を前提とした産業としての

農業と農

Ш

[村を位

が、

農山村を含んだ地

農山

一村を対象に実現した合併や、

合併によって生まれた地方都市の育成強化に関して、

農業・

農村

0 內部

そ

場合―」『都市問 四七卷第五号、 指されることになる。 る農村地の き」と論じられたのである 方分散による地域 自立させ、 に発展させるかが大きな課題となっていた 合したものであり、 村合併促進法を契機としたい 人口五万人以上の新市が多数出現していたが、 間にあって、 存続させていくことは、 題 九五六年五月)。 第四八卷第五号、 社会の再組織化等の、 この新市の 新しい農村、 合併によって登場した「地方都市」 そして、 (新明正道・東北大学教授) わ ゆる 九五七年五月)。 地方都市、 「中央大都市へのあまりにも過度な依存従属関係の修正、 体性」を確立して合併によって強化された 「行政的には 「昭和の大合併」によって、 今後のもつとも重要な課題にとって、 (宮出秀雄・中央大学講師 巨 新たに登場した新市は、 大都市という三層構造のなかで、 一大都市と農村、 斎藤吉雄・東北学院大学助教授「都市と周辺農村との関係―合併による新市形成 『市』でありながら実質的には多分に村落的 は、 「都市・農村の共存的発展―新市経済の基本問題」 発展を遂げるメガ 地域開発と広域行政の拠点として、 九 Ŧi. 都市的要素と村落的要素を不統合の 〇年から五 それらはむしろ積 諸能 国土開発ビジョ 口 五年にい 1ポリ 力 を活用・ スと近代化 たる五年 そのため な 極的 ンが目指され 地 経済 間に、 育成強化 が急務とされ 13 0 方 『都 評 的 価さる 市問題 市 市 まま接 が 0) 地 を Ħ 地 第 か

事実と、 開 それゆえ実際に有効な手段として機能したかどうかは、 発と広域行政を担うという基 こうして確立された農山 本形はこの時 村の 「近代化」 期に確立され、 路線の基本形が、 別次元の その後も引き継がれてい 問題である。 農山村の現実のなかから内在的に引き出され 重富健一 くこととなる。 (政治経済 済研 究所 しかし、 員 は

町村合併を中核とする種々の政策を通じて育成強化された「地方都市」

二卷第六号、一九六一年六月)。

併を支持する理論の論拠を問うことで、そうした動きが、「農業・農村内部からの必然性を欠き、しばしば、そし うした動きを促進するような内在的必然的要因が、ひきつづき発生し作用しているのだろうか」と問いを立て、合 て多くの場合農村・農民の頭上をいわばす通りした」と結論づけている(「地方基幹都市へ農村からの発言」『都市問題』第五

②「近代化」路線の帰結としての「過疎.

されるようになったのである(以上、岩元、前掲「過疎と地方財政」)。 農半労型就労が拡大したばかりでなく、家族構成員のなかから、進学や就職を求めて都市へと多くの若者が流出す 模農業である限りにおいては、高齢の家族構成員でも農業が続けられるようになった。その結果、兼業型農家の半 農作業に家族全員がかかわる必要がなくなったばかりでなく、過酷な労働が機械にとってかわられたことで、小規 ず、また、期待したような「農民分解」も起こさなかった。米作を中心に農作業の合理化が目覚ましく進むことで、 をもっとも鮮明に示したのは、「過疎」現象の深刻化であろう。農山村における産業としての農業は、農業基本法 土の「総合的開発」という一連の「近代化」路線が、農業や農村の現実との大きな「ずれ」を抱え込んでいたこと 島県や島根県も、いまや人口流出引止め策に苦心せざるを得なくなり、そのための長期ビジョンの策定を余儀なく ることになった。かくして、多くの県で人口減少が続き、かつて人口流出を経済振興計画の目標として掲げた鹿児 (一九六一年)や農地法の改正(一九六二年)が意図したような自立経営農家の育成や大規模化・共同化には進ま しかしながら、大規模近代農業の確立による「新しい農村」、地域開発と広域行政を担う「地方都市」、そして国

さらに深刻なのは、

鹿児島大学教授の岩元和秋が指摘するように、

この時期に出現した「過疎」

現象は、

それ

(熊本法学132号 '14) 162

での みだされるとい 地域 力が著しく希釈化し、 力の るとい せたばかりでなく、 たとしても、 たという。 不足に伴う主幹産業の停滞が生じ、 層の仕送りによって一定生活水準の維持が個々 流出によって、 の人口数は減っても、 農 、った 山 村 都市労働者としての若者たちの流出が、 『悪循 「近代化」 その不合理な帰結を引き受けざるを得なかっ · う 環 「人口の大幅な減少が単にそれだけのことでなく、 農家の 悪循環」に農山村は陥ったのである むしろ相対的過剰人口をもたらし」、そのことがさらに人口を域外に押しだすことを促進す を引き起こした。 路線の帰結かもしれなかったことである。 同時に生産性が低下してしまい、 『所得形成条件の縮小化』と『能率の低下』をひきおこし再び一種の過密状態に あるい すなわち、「過剰人口」 は、 財政力の貧困化による行政水準の低下のため、 の農家にとつて可能であつても、 都市部の工業発展やそれぞれの「家族」にとっては合理的 以上、 たのは その結果、 同右 のなかから基幹労働者が流出することによっ 岩元によれば、 「農山村」だったのである。 「過疎と地方財政」)。 人口の老令化、 より少ない人口のなかで 人口 その地域全般には農業生 流 女性化を招き、 出 の結果、 過疎がもたらされ そして、 過剰人口 都会に出 「基幹労働 わ ば であ 労働 陥

能率向 減に加え、 労働力の不足はもちろん、 さらに岩元によれば、「自治体財政が農業生産力の向上のための条件づくりに力を傾けることを怠つてきたか Ŀ とい 地方財政の政策的重点が産業基盤の充実に重点をおき、 う視点から整理統合されたり、 農林地の荒 廃、 交通の困 財政資金を節約されたりすること」によって、 難等問題を山 積させるに至つた」。そして、人口減による税収 これらの生活環境施設ついては 教 育・ 医 「適正 療 消 配 防

公民館等の公共施設や行政水準の維持が難しくなっているのであり、 ť 都市 合併にともなう行財政緊縮化などの行財政政策が、 の人口移動そのもの が、 農山 村に 「相対的な過剰人口問題」 ۲۱ ۲۱ 「過疎」 かえれば行財政がむしろ過疎を促 を生むという 「悪循環」

むしろ

を促したというのである

以上

込むとともに、

同右

陥ったからである。

課題にとりくむことを意図して取られた一連の「近代化」政策によって、農山村は「過疎」というさらなる苦境に 位置づけるのか、という大きな課題は、 高度経済成長を遂げる日本において、産業としての農業と、さらには農業を基盤とする農山村地域をどのように 有効な解決が与えられることなく、 引き続き残されることとなった。

三・「過疎」現象に対する行政の認識

中央省庁

は「総務省」が主管し、「国土交通省」と「農林水産省」が共管するという形になっている。 てからは「自治省」が過疎対策事業の所管省庁となり、一九七四年六月からは「国土庁」に、二〇〇一年四月から で個別に対策を行うにとどまっていた。因みに、一九七〇年四月に過疎法 ついて所管する省庁はなく、 中央省庁は当時、「過疎」現象をどのように認識していたのであろうか。この時期には、まだ過疎 離島・山村・辺地・へき地等の条件不利地域について各省庁が法令措置や予算措置 (過疎地域対策緊急措置法)が制定され 地域

原則に即して所得の平準化のために起る正常な労働力の流動化であつて、わが国経済にとつてはむしろ好ましい 象であると考えられる面もある」と論じている。たとえば、「過疎地域の主要産業である農林業の生産性からみる 人当り生産所得も高まらず、したがつて人口減少は一種の必要条件でさえある」と述べるのである。しかし、これ まず、自治省の認識についていえば、大臣官房企画室課長補佐の片山虎之介が、当時の過疎現象について 過疎地域は過密状態であつて、そこでは経営面積を拡大するか投下労働力を減少させなくては労働生産性も

過

疎

現象を一

定限

度で許容する眼差しは、

他省庁からも読み取ることができる。

農林省,

から経

済

企

庁

総

合開

過疎 洞化 上 には次のような問題点を有する」と述べ、①資源 は ていたことを窺わせる(このことについては、 0) 5現象が 過 が生じる場合、 支障がある場合、 疎 現象を全面的に容認するということではなかった。 定限度を超えない限り問題にならないという認識を示しており、 ②経済ないし財政の効率化 は問題があると指摘するのである 第三章でも言及する)。 への悪影響を与える場合、 (土地や労働力) (以上<u>、</u> 片山、 片山 0) は 前掲「過疎地域における圏域設定」)。 有効利用が妨げられ、 「それが適切な人口 3地 自治省が一 域社会の崩壊による地方自治 定限度内で過疎を容認 流 治山 出 0) 限度を越える場 治水など国土保 こうした言説は 0 空

田 る。 行 環 ように思われる。 を持つているところに過疎問題の重要性がある」というのである 財 0) 前掲 大 政 可 みに、 力の低下傾 能性」を持っていることに注意している。 流出に拍車を加える 「過疎対策」)、 立田 片山 は 「向を伴つて環境施設の整備をおくらせ、 は、 「過疎現象は一時的な現象かもしれないが、 九六〇年代の自治省は過疎現象がどのように推移していくのか測りかねていたところがあ 離島 悪循 Щ 村 環の可能性」については、 辺地等が 「静態的」であるのに対し、 「若年労働力の流出が産業の発展を妨げ、 自治大臣官房参事官の立田 層 まだ進行中と推測される」と述べており 人口 (以上<u>、</u> の流出に拍車をかけるという悪 片山、 過疎は 前掲 「過疎地域における圏域設定」)。 動態性 清 士 を持、 \$ それは地方公共 同 ち、 様 の指摘をして しか 循 環 0) b 以上、 可 寸 体

n 局 不 ば従 K 便を強要してい 出 来の 向してい 過剰就業にあった地域であって、 た古賀正浩は、 、るが、 その住日 「過疎地帯は、 民の意向は意外に明かるい」とした上で、「人口流出の激しい 人口減少は人口の適正水準への動きであり、 その住民に種々産業に劣悪な条件を与え、 生活に従来にわ 人口減少自体は決して不 地域とは言葉をか をか it

合理なものではないという見方もありうる」と述べている。そして、古賀は、

過疎対策として産業振興や生活基盤

論

(熊本法学132号 '14) 166

古賀の論者

とあいまって、このような施策努力が軌道にのるとき、過疎地帯は、 整備が行われた場合、 国土資源の有効利用の実をあげ、 過疎地域は次のような可能性を秘めていると指摘する。「地元住民の村づくりの熱意と努力 あるいは大都市への人口集中に対する人口のダム的機能を発揮するであろう 自然に抱かれた豊かな地域 への可能性に息吹

における過剰人口問題があったと考えることができる。 述べている。こうしたことも重ね合わせると、以上のような中央省庁側の過疎現象への眼差しの背後には、 いて「地元は、 経済企画庁や国土庁で国土政策に関わった下河辺淳 過疎ではなくて過剰というテーマだったわけです。次三男が多過ぎるとか、就業先がないとか」と (国土事務次官で退官)は、 当時の農山 村の 状況につ 農山村

から、過疎現象に対する強い危機感を読み取ることは難しい。

地域の均衡ある発展に大きく寄与することとなるであろう」と(以上、前掲「過疎地帯の実情と問題点」)。

(2) 自治体

ない」「人口減少は地域の産業、 児島県企画課長であった郡山芳春は、「限界過疎地域の課題」(『地域開発』 五五号、一九六九年四月)のなかで「戦後の農 すべきことであったのではないか」と述べ、「地域人口の減少は、それがただちに過疎現象をひきおこすわけでは しろいかにしてその人口圧力を排除するかに苦慮したものである。そのことを想起すれば、大量の人口流出は歓迎 こうした中央省庁側 域は、 多くの過剰人口をかかえ、 0 認識は、 社会の近代化を促進する契機ともなりうる」と論じていたのである。これは、 「過疎」 他産業との所得格差の縮小を目ざして農林業の近代化を果たすうえに、 現象に直面していた自治体側の認識と軌を一にするところがあった。 鹿 過

過疎

問

問題を

国

民経済的見地」

という

「総資本観点からみたエコノミー」

ら考えるべきであるとしたことにあった。

安達は、

経済的資源の と名付け、

Ź

ロケーション」(とりわけ

地域住民の生活要求や地域社会に個有な問題はほとんど顧みられない

「労働力の再配置と資本の投資効率」)を主軸に据える発想を

か、

あるい

は考えられても

産

過疎問題をめぐる議論の主流にあった国民経済的

ではなく、

地

域住民の

エコノ

か

間

題

麻

疲

た

児童 を踏まえ、 疎現象 深くおおう状態」 過疎問題が先鋭化していた島根県の島根大学農学部教授・安達生恒は、 を開発することと地域を開発することが必要である」と述べたのである(以上、 ける教育の大きな課題である」とし、「村の将来に対するビジョンを持ち、 によって生じた 影響をまともに受けているのが教育である」と指摘しているのである。この時期、 悪循環構造」 主徒数の減少・ むら社会じたいの崩壊がおこり、 事の浅利尚介は、 0 『地域開発』 方で、 容認であり、 過疎」 過疎 **^農村のゆがみ〟をどう正し、** と説明し、こうした過疎化のメカニズムに組み込まれた「悪循環構造」 があることは、 五二号、 を 学校統合による遠距離通学・複式・複々式学級の増加が見られた。 0 「人口と戸数の大幅減少が生じた結果、 最前線からは危機的な状況にあることが報告されていた。 過疎現象を自治省と同じように捉えていたことを窺わせる。 一九六九年一月)。 過疎現象としての「人口流出は 自治省の 地域住民が二重の疎外感にさいなまれるという意識 因みに、こうした過疎現象を問題視する見解は、 「悪循環の可能性」と類似しているところがあったが、 将来の村づくりを進める力をどのように養ってい ″村の調和″ その地域に残った住民の生産と生 をくずし、 島根県弥栄村 地域を開発する意欲 | 「農村問題と教育―過疎現象と 秋田県教育庁南教育事務所 各面に影響を及ぼ 秋田県では、 (現・浜田市) 浅利は、 学者からも出されてい を問題視した。 の後退状況 活 0 くかは、 小中学校における 地 .の諸 安達の特 ある農民の Ĺ での が地 てい 域 社会 『学・社 機 過 域 能 調 農村に 徴は 疎 が 0) 変化

見地

(熊本法学132号 '14)

議論のすじみちにおいてはまったく副次的な位置づけしか与えられていない」と批判的に捉えた。安達が重視した 「住民の生活や地域社会の問題を中軸に据えた社会・経済論の視点」であった(以上、「過疎問題と地域開発

論 方の実態をもとに―」『地域開発』四六号、一九六八年七月)。

は、 少地域だけでなく、 にその現状がいかに切実であるかを訴える」という状況にあったのである(矢野、前掲 自治体レベルにおいては、「二次的な地方自治体としての性格をもち、その区域内においては、必ずしも人口 過疎現象に対する認識を異にしていた。「過疎地域の市町村の幹部級の人びとに会って話を聞けば、 人口の増加しつつある中心都市をも包含している」府県と、「直接の影響が大きい」 「過密・過疎の財政対策 異口 市 町村で 1同音

四 個別的な過疎対策から総合的な過疎対策に

現象が顕在化した一九六〇年代、

付税制度の改正から―」)。

めに様々な対応策を打ち出している。

中央省庁は人口流出に拍車をかける

「悪循環の可能性」

を回

度の交付税制度の改正から―」)。 額の算定に際し「人口急減補正」が適用され、一九六八(昭和四三) なるという問題」 減少と既存の施設の維持に要する経費とのバランスが崩れ去って、町村の経営自体が財政的な面から成り立たなく 人口・学校数等の急減した自治体を対象とする「数値急減補正」が設定された(以上、 過疎地域 が憂慮されたからである。具体的には、一九六六(昭和四一) の市町村に対する財源確保である。これは、「このまま推移すれば、 しかし、「昭和三〇年代を通じて、 財政調整制度により後進地域に対する財源配分を手 年度からは「人口急減補正」を拡充する形で 年度に地方交付税の基準 同右「過密・過疎の財政対策-人口の減少に伴う財 財 政需要

0

が極 でもあるため、 という結果に終わった。 厚くする政策が強化され」たもの 一努力による自律的回復作用、 建設を図る以外には方途がない」と考えられたのである 限り過疎の て低かったからである。 進行阻止は困難」であるとみられた。「『過疎』はいわば地方の 『国からの財政援助強化』といういわば被生活保護的感覚では格差の縮小は困難であり、 地場産業のない それ故に つまり産業構造の高度化によつて雇傭機会を増大し、 0 「当該地域 地域においては、 「抜本的な企業投資誘導策を導入し、 の所得水準の向上による地域格差の是正にまで結びつくものでない」 財政支出増が地域経済活動の規模増につながる乗数効果 以上、 土田栄作・経済企画庁調整局財政金融課長補佐 公共投資の重点的効率的配分を図 『老人病』であり、 若年層にとつて魅力あ また (原籍・自 慢性 ごる郷土 方自 病

地に係る公共的施設の総合整備のため ば、 のである。 自治省、 離島振興法」 一九六二年)に基づき市町村の一部区域に特別措置を行うことで、 当時、 各種公共施設 自治省財政局長であった奥野誠亮は、 (当時の所管省庁・経済企画庁、 の整備である。 の財政上の特別措置等に関する法律」 これは補助金や地方債の 一九五三年) · 「山村振興法」 自らアイディアを出した 創設、 補 莇 。 以 下 道路 条件 の緩和によって行わ 「辺地総合整備 (同・農林省、 「辺地総合整備法」と略す。 通学施設等の整備が進めら 一九六五年) つい れた。 7 たとえ ń 同 た

過疎の問題点と対策の検討」

『自治研究』第四三巻第一二号、

一九六七年一二月)。

「これは成功だったと思います」と述べている。 借金でやっておいてもらって(辺地対策事業債 地については、 そうしたら地方交付税交付金が増額になり、 やはり総合的に文化の水準を上げるような施策をその町村が考えなければなりません。…それ 「かなりの実績を挙げている」と評された また、 -引用者注)、 予算措置によって教育・ 補助金が交付されるのと同じことになると考えたわけです」 借金の七割、 八 医療 割は一 元利を基 簡易水道・ 達財 政 道 路 需要額に入れ 交通等

設整備も行われた。こうした様々な措置は

以上、

立田、

前掲

「過疎対策」)。

第三は、

圏域

の設定である。

当時、

自治省から「広域

市町村圏」、経済企画庁から「広域生活圏

建設省から

論

ミニマム) 地方生活圏」などの提案がなされていた。これは、 確保の観点から必要であると考えられた。 地域の振興・住民の生活水準の向上・行政水準(ナショナル (片山、 前掲「過疎地域における圏域設定」)。

ついて 鷹町 成によるほかは、 る。 連携」という一つの方法があった(古内明郎・国土庁過疎対策室課長補佐「行政管理・運営講座=過疎対策としての集落移転事業 れたのが島根県美都町・滋賀県余呉村・高知県芸西村・秋田県田代町・山形県小国町であった。このほか山形県白 つきのような施策をやってきたというのが実情である」と述べている(「過密・過疎問題について思う」『地方自治』二八〇 この時期の取り組みについて、全国過疎地域対策促進連盟事務局次長の寺本力は「誰もが暗中模索しながら、 一九七一年三月)。 集落再編成・集落整備がそれである。このことの必要性は一九六九年五月に閣議決定された「新全国総合開 一等でも指摘されていたが、 〔開発運営11〕」『自治研究』第四十六巻第二号、 岩手県沢内村・ 県・ もっとも、 市町村の助成や個人の負担に頼らざるを得なかった。こうした状況のなかで集落移転が行 岐阜県美山町で計画が進められた 必要性が指摘されながらもこの時期の中央政府が十分に対応できなかった領域もあ 中央政府はそのための特別な制度を設けておらず、基本的に住宅金融公庫等の助 一九七〇年二月)。 (諏訪部信・自治大臣官房企画室課長補佐「過疎地域―とくに集落移転に なお、 「集落再編成」には、 「集落移転」と「集落 の機能 思

た。 員会を発足させ、 会・全国都道府県議長会を中心にはじまった過疎対策立法の働きかけは、 こうしたなか地方の この法案は 「特別措置」とあるように「過疎対策の抜本的措置」でなく、「現に行われている各種の措置をふ 一九六九年六月に自由民主党単独の 側から、 過疎対策に関して立法措置を求める様々な提案がなされた。 「過疎地域対策特別措置法案」を国会に提出させるに 自由民主党政務調査会に過疎対策特別委 一九六八年に全 玉 知

運営3〕」『自治研究』第五十一巻第九号、一九七五年九月)。

そのため、

この法律は一〇年の時限法とされた。

(片山、

前掲「過疎地域対策緊急措置法および同施行令について」)。

に可決・成立したことによってのことであった。「難産のすえ……結実したのである」(経緯については、 この法案は廃案となり、 まえて、 ようやく自民・社会・公明・民社の四党共同提案による これらを総合的に補強しようとするもので、応急対策」的なものであった(立田、 次いで一一月の臨時国会に自民党単独で提出された法案も廃案となった。立法化が実現し 「過疎地域対策緊急措置法案」が一 前掲 「過疎対策」)。 九七〇年四 片山虎之介・自 月

治大臣官房企画室課長補佐 過疎対策立法が議員立法となったことについて、実質的な法案作成作業にあたった自治省の立田清士は、 「過疎地域対策緊急措置法および同施行令について」『自治研究』第四十六巻第六号、 一九七〇年六月 次のよ

うに述べている。

を「〔各省は〕だいぶ私と議論して、最後に山中貞夫さんが抑え込んだわけですね〕と述べている。 政府提案にすると各省の合意が取れないため、 立法でやろうということになりました。それで、自民党の小川平二さんという方が委員長で特別委員会をつくっ 過疎対策は、 て、それでいちおう議員立法でやる。ただ、原案は自治省がつくれということで、私が担当に指名されました。 自治省もやりたい、 当時の建設省もやりたい、各省がやりたいというので、それをまとめて議員 議員立法にしたというのである。立田は各省の抵抗があったこと

となったのは 自由民主党の山中貞則 (鹿児島) であった。

政治家の中心

過疎地域対策緊急措置法案」は、「緊急措置」とあるように「カンフル注射の役割を果たすものと考えられた」。

疎対策立法は、 過疎地域振興特別措置法(一九八〇年四月-一九九〇年三月)、過疎地域活性化特別措置法 <u></u> 二九

と継続的に制定され、

現在にいたっている。

九〇年四月-二〇〇〇年三月)、過疎地域自立促進特別措置法(二〇〇〇年四月-二〇一〇年三月+一一年延長)

第二章

集住弘久・大黒太郎

過

論

付記

や自治体等の関係者の方々から聴き取り調査をさせていただいた。深く御礼申し上げます。なお、本稿の内容は あるが、執筆にあたっては、松野光伸福島大学名誉教授 <u>二</u> 五 本稿は、二○一二年~二○一四年度・日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究C 代表 **集住弘久)による研究成果の一部である。本稿における記述はすべて執筆者の責任に帰するもので** (過疎対策行政)からアドバイスを受けたほか、中央省庁 研究課題番号二四五三〇

(1) 経済審議会地域部会編 『地域部会中間報告』(一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報センター所蔵)。 経済審議会地域

初稿を提出した二〇一四年一一月七日時点のものである。

部会は最終的に、 一九六七年一〇月三〇日に 「地域部会報告 高密度経済社会への地域課題」を出している。

相川良彦「渡辺兵力さんと総研と集落研究」(『農林水産政策研究所レビュー』 M.18、二〇〇六年))

四九頁。

3 今井幸彦編『日本の過疎地帯』 (岩波書店、一九六八年) 一〇頁 2

(五)」(『自治研究』第四十巻第六号~九号、一九六四年六月~九月)にも詳しく述べられている。

当時の農村のおかれた状況については、近岡武男(岩手県文書課長)「農村近代化へのビジョン-田園都市建設への道

(岩田) 知子 「生活改善普及事業の理念と展開」(『農業総合研究』第四九巻第二号、一九九五年)一-六三頁。

5

市田

 $\widehat{4}$

6 同様の認識として、 保母武彦『日本の農山村をどう再生するか』(岩波書店、二〇一三年)一〇五-一一〇頁

7 現在の過疎対策は、 形式的には三省の共管となっているが、実際、 自治体から問い合わせがあった場合は、

ている 対策室が窓口となり、 (聴き取り調査による)。 国土交通省国土政策局地方振興課と、農林水産省農村政策部中山間地域振興課につなぐことになっ

- 8 下河辺淳 『戦後国土計画への証言』(日本経済評論社、 一九九四年) 九三頁。
- 以下、 『日本官僚制総合辞典 原籍 (いわゆる出向元) 一九六八-二〇〇〇』(東京大学出版会、二〇〇一年)、各年度の『運輸省名鑑』 が分かりにくい場合は、入省時の省庁名を ()で記した。このことについては、秦郁彦
- 10 奥野誠亮『派に頼らず、義に忘れず 律に対して、 簡易水道に対して補助金を出している厚生省やバス運行に補助金を出している運輸省などが抵抗したという。 奥野誠亮回顧録』(PHP研究所、二○○二年)一三六−一三七頁。因みに、この法
- 11 (12) この他に一九六九年から一九七三年にかけて経済企画庁のモデル事業が実施され、 もっとも、ここでは続けて「動態的な過疎地域を総合的にとらえ、 推進できる措置が要請されている」とも記された。 (古内明郎 ·国土庁地方振興局過疎対策室課長補佐 計画的に生活環境、 一〇町村で二六三戸が移転している 産業基盤等の整備をよりいっそう [開発運営3]
- 『自治研究』 第五十一卷第九号、一九七五年九月)。 「行政管理・運営講座=過疎対策としての集落移転事業
- 13 14 片山虎之助は、「過疎地域対策緊急措置法案」について「閣法だとまとまらない。各省庁の権限争いで。だから、実質は我 以下については、 ラルヒストリー』政策研究大学院大学、二〇一〇年、二七頁)。 がつくったんだけれども、 近代日本史料研究会編 議員立法の形にした」と述べている(「片山虎之助オーラルヒストリー第2回」『片山虎之助 『立田清士オーラルヒストリー』(近代日本史料研究会、二〇〇七年)
- 15 前揭 『立田清士オーラルヒストリー』一一 一四頁。
- 16 このことについては、 ぶやき』(発行年月日不明、 1第2回」 二七頁。山中と過疎法の関係については、 立田と片山が共に指摘している。 山中貞則顕彰館) 七頁に母親との会話のなかで過疎化の親展に気付かされたとの逸話が出てい 同右、 『語録 一一四一一一五頁及び、 エピソード集 山中貞則とはこんな人 前掲 「片山虎之助オーラルヒスト 元秘書たちの

説

る。

(『立法と調査』第二二二号、二〇〇一年三月)。

律は不要となるはずなので、

通常は時限立法として制定」される(村上たか「法制執務コラム集

(17) 過疎法は、離島振興法や山村振興法等と同じ「地域振興法」の一つであり、こうした法律は「地方格差が是正されれば法

地域振興法」